

生徒が無症状であるが、COVID-19患者あるいはCOVID-19疑い者と「接触」があった場合

無症状であるが、感染の疑いがある場合

保健所が濃厚接触者の定義に基づき判断 ※1

保健所の判断によりPCR検査実施せず

登校制限無し  
ただし、健康観察を継続

保健所の判断によりPCR検査実施となった場合  
→直ちに学校に連絡

自宅待機期間は保健所からの指示に従う。無症状・検査結果陰性で保健所からの指示が不明の場合は、感染者との最終接触日の翌日を1日目とカウントして7日間の登校制限。検査結果陰性で何らかの症状がある場合は上記の7日間経過でかつ無症状で24時間以上経過すれば登校可。ただし、健康観察は継続。

※1 行政検査における判断は、「双方マスクなし、半径1m以内、15分以上」の場合等、接触状況を総合的に判断し「濃厚接触者」と定義し、PCR検査対象者とする（検査費用は行政負担）。